

【 手術 】

182 挫創に対するデブリードマン加算の算定について

《令和6年5月31日》

○ 取扱い

挫創に対するK000 創傷処理及びK000-2 小児創傷処理（6歳未満）のデブリードマン加算の算定は、レセプトの記載上、汚染について明示されていない場合であっても、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

デブリードマン加算については、厚生労働省告示^{*}において、「汚染された挫創に対して行われるブラッシング又は汚染組織の切除等であって、通常麻酔下で行われる程度のもので行った場合に限り算定する。」と示されているが、レセプトの記載上、挫創の傷病名を記載する際、当該挫創が汚染されたものであるか否かの記載は必要とされていない。

また、挫創は、鈍体が強く作用した部位の皮膚、皮下組織が挫滅し、皮膚が離断した創であり、創部の汚染を伴っているとの判断のもとに対応するのが通例である。したがって、デブリードマンが行われている蓋然性が高い。

このため、挫創に対する当該加算の算定は、レセプトの記載上、汚染について明示されていない場合であっても、原則として認められると判断した。

(※) 診療報酬の算定方法